

埼玉県警察本部訓令第15号

埼玉県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月28日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察における個人情報の管理に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保有個人情報の管理体制（第3条－第6条）

第3章 保有個人情報の取扱い（第7条－第11条）

第4章 雑則（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、埼玉県警察における保有個人情報の管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 保有個人情報の管理体制

（総括個人情報管理者）

第3条 警察本部に、総括個人情報管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

（副総括個人情報管理者）

第4条 警察本部に、副総括個人情報管理者を置き、総務部文書課長をもって充てる。

2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐するほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務に関すること。

3 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者の命を受け、保有個人情報の管理の状況に

ついて、次条第1項に規定する個人情報管理者から報告を求めることができる。

(個人情報管理者)

第5条 各所属に、個人情報管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、所属における保有個人情報の適正な管理を行う。

(個人情報管理担当者)

第6条 各所属に、個人情報管理担当者を置き、次席をもって充てる。

2 個人情報管理担当者は、個人情報管理者を補佐するほか、保有個人情報の適切な管理に関する事務を行う。

### 第3章 保有個人情報の取扱い

(責務)

第7条 職員は、条例の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報管理者、副総括個人情報管理者、個人情報管理者及び個人情報管理担当者の指示に従い、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(保有個人情報の取扱い)

第8条 個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報について、次の事項を職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

(3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている公文書にあっては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置

(4) 保存する場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な事項

(廃棄)

第9条 個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を廃棄するものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報を廃棄するときは、焼却、溶解その他の復元できない方法により漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(業務の委託)

第10条 保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託者及び受託者の責任の明確化に関する事項
- (2) 個人情報の安全管理に関する事項
  - ア 個人情報の漏えい等の防止に関する事項
  - イ 委託契約範囲外の利用等の禁止に関する事項
  - ウ 提供を受ける者に対する措置要求に関する事項
  - エ 複製等の禁止に関する事項
  - オ 委託契約終了後の個人情報の返還及び廃棄に関する事項
- (3) 再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）に関する事項
- (4) 個人情報の取扱状況の報告に関する事項
- (5) 契約内容が遵守されなかった場合の措置に関する事項
- (6) 漏えいその他の事故が発生した場合の報告及び連絡に関する事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性及び重要性に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性及び重要性に応じ、委託先を通じ、又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。

4 前項に規定する場合において、再委託される業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第11項に規定する個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。

（提供の際の措置）

第11条 個人情報管理者は、条例第11条第2項第3号又は第4号の規定により、保有個人情報をその利用の目的以外の目的のために提供するときは、必要に応じて、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 提供の可否について、保有個人情報に係る業務を主管する所属の長（以下「主管課長」という。）と協議を行うこと。

- (2) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的、方法その他の必要な事項について記載された書面の交付を求めることについて、主管課長と協議を行うこと。

#### 第4章 雑則

##### (事故発生時等の措置)

第12条 職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、同項の事故が発生し、又は発生するおそれがある旨を副総括個人情報管理者を経て総括個人情報管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 前項の報告を行った個人情報管理者は、事故の発生又は再発の防止に資するため、副総括個人情報管理者及び主管課長と協議の上、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるものとする。

##### (補則)

第13条 総括個人情報管理者は、この訓令に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し、必要な指示をすることができる。

#### 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附 則(平成27年12月18日警察本部訓令第40号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。